

訪問型サービスの基準（令和6年6月提供分から）

名称	介護予防訪問介護サービス	介護予防生活支援サービス	
類型	訪問型サービスA【独自・緩和型（生活援助型20分未満）】		
	身体介護型	生活援助型	
サービス内容	入浴、洗髪、部分浴、排泄、衣服の着脱、指示に基づくりハビリ、指示に基づくバイタルサインのチェック、生活訓練 等 ※生活援助を伴う身体介護を含む	家事の代行（掃除、調理、買い物代行、ゴミ出し等）、服薬介助 等 ※生活援助のみ（身体介護を伴わないもの）	
サービス提供時間	20分未満・おおむね45～60分	20分未満・20分以上45分未満・45分以上	
人員	管理者	専従1以上	
	(資格要件)	介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者	介護福祉士 介護職員初任者研修等修了者 訪問介護員3級課程修了者* (※令和7年3月31日まで)
	訪問介護員等	常勤換算2.5以上	
	(資格要件)	介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者	介護福祉士 介護職員初任者研修等修了者 訪問介護員3級課程修了者* (※令和7年3月31日まで)
サービス提供責任者	常勤の訪問介護員等のうち、利用者50人に1人以上* ※令和7年3月31日まで ※令和7年4月1日からは、利用者40人に1人以上		
(資格要件)	介護福祉士、実務者研修修了者、旧介護職員基礎研修課程又は1級課程修了者		
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画（事務室・相談スペース） ・必要な設備・備品 		
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて個別サービス計画の作成 ・重要事項等の説明、同意 ・提供拒否の禁止 ・従業員の清潔の保持、健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止休止の届出と便宜の提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策の強化 ・業務継続に向けた取組みの強化 ・ハラスメント対策の強化 ・高齢者虐待防止の推進 ・身体的拘束等の適正化の推進 ・「書面掲示」規制の見直し* (※令和7年度から義務付け) 	

注：原則、月途中の事業所変更は不可

訪問型サービスの基準（令和6年5月提供分まで）

名称	介護予防訪問介護サービス	介護予防生活支援サービス	
類型	訪問型サービスA【緩和型】		
	身体介護型	生活援助型	
サービス内容	入浴、洗髪、部分浴、排泄、衣服の着脱、指示に基づくりハビリ、指示に基づくバイタルサインのチェック、生活訓練 等 ※身体介護を伴うもの	家事の代行（掃除、調理、買い物代行、ゴミ出し等）、服薬介助 等 ※生活援助のみ、身体介護を伴わないもの	
サービス提供時間	20分未満 ・ 20分以上		
人員	管理者 (資格要件)	専従1以上 介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者	介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者 または、訪問介護員3級課程修了者
	訪問介護員等 (資格要件)	常勤換算2.5以上 介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者	介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者 または、訪問介護員3級課程修了者
	サービス提供責任者	常勤の訪問介護員等のうち、利用者50人に1人以上	
	(資格要件)	介護福祉士、実務者研修修了者、旧介護職員基礎研修課程又は1級課程修了者	
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画（事務室・相談スペース） ・必要な設備・備品 		
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて個別サービス計画の作成 ・重要事項等の説明、同意 ・提供拒否の禁止 ・従業員の清潔の保持、健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止休止の届出と便宜の提供 等 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策の強化 ・業務継続に向けた取組みの強化 ・ハラスメント対策の強化 ・高齢者虐待防止の推進 		

注：原則、月途中の事業所変更は不可